

2026年3月19日

お客さま 各位

株式会社 北洋銀行

振込金入金時の「起算日」の取扱いについて

現在、お客さま口座あての振込で「口座番号相違」、「受取人名相違」等により入金できない場合、弊行から振込金融機関あて「照会」、振込金融機関はご依頼人さまに正当な振込情報を確認したのち、「回答」内容を返信します。弊行は、この「回答」内容と口座情報に不備がないことを確認のうえ、口座に入金処理を行っております。

振込金融機関からの「回答」は、「照会」当日に返信されてくるほか、翌営業日または翌々営業日に返信されてくる場合もあり、これまでは「回答」を受領した日付で口座に入金処理を行ってまいりましたが、システム都合により、今後は「回答」を受領した日付によらず、弊行が「照会」した日付（当初の振込日）を基準として入金処理する場合がありますので、お含みおきくださいますようお願い申し上げます。

お客さまには、たいへんご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 具体的な事例は、以下のとおりです。

【例】2026年3月31日、「口座番号相違」により振込金融機関あて「照会」

項番	「回答」の受領日	入金日	起算日
1	3月31日（照会の当日）	3月31日	—
2	4月1日（照会の翌日）	4月1日	3月31日
3	4月2日（照会の翌々日）	4月2日	3月31日

※項番2、3のお取引が発生した場合、対象のお取引には通帳摘要に「3-31」を表示し、預金残高は「3月31日」現在となります。

また、「北洋ビジネスダイレクト」および「パソコンバンクサービス」による入出金取引明細には、起算日取引としてデータに反映します

※項番3のお取引が発生した場合は、「残高証明書」に含まれない場合があります。

2. お問い合わせ

本件に関してご不明な点などございましたら、お取引店までお問合せください。

以上